

お知らせだよ ならは

2016
9.20
Vol.5



旧木戸村と旧龍田村が合併して60年



感謝状受賞者を代表して柴田前消防団長



清水寺の森貫主による揮毫

檜葉町町制施行60周年記念式典 盛大に挙行!

多くの町民の皆さんといっしょに、町の還暦を祝うことができました。式典の詳細は10月号でお知らせします。また新たな歴史を刻んでいきましょう。ころ、つなぐ、ならは、明日へ!! (9月4日 檜葉町コミュニティセンター)

町制施行60周年記念イベント

TUF
秋空
散策

あるこう会

inならは2016

PRESENT
豪華
プレゼントが
当たる大抽選会
もあるよ!




檜葉の秋、恒例のイベント「あるこう会」を今年も開催します! 檜葉町の魅力を再発見しながら楽しく歩いてみませんか? 参加者大募集!!

詳細は、同封のチラシをご覧ください。

天神岬スポーツ公園(メイン会場 スタート・ゴール)

開催日時 平成28年10月29日(土) 8時30分受付開始

参加料 500円(保険料含む)

応募締切 平成28年10月24日(月)

お申込みコールセンター
☎0246-38-6047



◎お問い合わせ先 秋空散策あるこう会実行委員会事務局 ☎0240-23-6105

●国民健康保険、後期高齢者医療制度●

東日本大震災による一部負担金 免除証明書の10月以降分について

上位所得層^{*}に該当する世帯を除き、一部負担金等の免除は引き続き継続されることになりましたので、新たに「一部負担金免除証明書」を9月中旬に郵送しました。今回送付分から免除の取扱いが一部改正され、所得による判定が行われています。平成27年中の所得が「上位所得層」に該当しない世帯の方は9月30日をもって免除が終了となりますので、ご理解ください。

^{*}上位所得層・・・基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯の方



国保年金係の
坂本です。

国保は
世帯主様
宛てに、

後期高齢者医療は
個人様ごと
にお送りしました。

免除の対象者
平成23年3月11日に楡葉町に住居票があった方
平成23年3月11日に楡葉町にあった世帯に所属している方
平成27年中の所得が「上位所得層」に該当しない世帯の方

**有効期間
(今回送付分)**
平成28年10月1日から平成29年2月28日まで

● ご注意 ●

- 1 国民健康保険税についても、上位所得層の免除は9月30日までとなります。
- 2 所得の申告がない方は免除の対象となりませんので、必ず住民税の申告を行ってください。

◎お問い合わせ先 住民福祉課国保年金係 ☎0240-23-6102

福島県ふるさと住宅移転(引越し)補助金

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、
応急仮設住宅等に2年を超えて入居していた方が、自宅等へ移転した
場合に要した費用について、福島県から補助金が交付されます。



1 対象世帯

県内外の応急仮設住宅等から、県内(県内避難世帯は楡葉町)の自宅等へ移転した世帯が対象となります。

※平成29年3月31日までに完了する自宅等への移転が対象となります。

※事業開始前(平成27年12月6日まで)に既に移転が完了している世帯の申請は、平成28年3月31日で「受付を終了」しました。

※楡葉町で実施している移転費用の補助を含む事業(防災集団移転促進事業等)の対象世帯、応急仮設住宅等の不適正利用が認められる世帯については対象外となります。

■ 応急仮設住宅等とは

建設型仮設住宅、借上げ住宅・公営住宅等のみなし仮設住宅、その他自治体の支援により無償提供されている住宅

■ 自宅等とは

避難前住居、新たに建設・購入・賃貸する住宅、災害公営住宅(地震・津波被災者向け)、その他公営住宅等

2 補助額

	複数世帯	単身世帯
県外からの移転	10万円	5万円
県内からの移転	5万円	3万円

3 必要書類(申請時に必要な書類)

- ①自宅等移転完了報告書兼補助金交付申請書(第1号様式)
- ②応急仮設住宅退去等確認書(第2号様式)
- ③自宅等移転後の公共料金の領収書等の写し(第3号様式に貼付)
- ④補助金の入金口座が確認できる預金通帳の写し

※申請時に必要な書類は、楡葉町本庁舎、いわき出張所及び会津美里出張所に備え付けてあります。上記の必要書類一式を、申請期限の2週間前までにいわき出張所生活支援課に提出し、確認を受けてください(本庁舎または会津美里出張所でも受け付けます)。

! 申請期限があります。ご注意ください。

① 楡葉町への必要書類の提出期限

自宅等への移転完了日から3か月を経過した日の属する月の15日

② 福島県避難者支援課への補助金申請期限

(期限日までの消印有効)

自宅等への移転完了日から3か月を経過した日の属する月の末日

4 申請先

町で確認を行った後に、申請者へ書類を返送しますので、下記の申請先まで郵送してください。

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

福島県避難者支援課 宛

◎お問い合わせ先 福島県被災者の暮らし再建相談ダイヤル ☎0120-303-059 楡葉町生活支援課 ☎0246-25-5561

檜葉の今と未来、話しましょう。

平成28年度町政懇談会

避難指示の解除から1年が経ちました。町は「新生ならば」に向かって、日々変化を遂げています。復興の状況等をお話しし、また皆さんから広くご意見を伺いたいと思っています。いただいたご意見は可能な限り、町政に反映させてまいります。

檜葉の今と未来に関心をもっていただき、一人でも多くの方とお話できることを心から願っています。



町内開催(帰町者等)

開催日	時間	会場
10月2日(日)	9:00	あおぞらこども園(北田)

行政区単位

開催日	時間	対象行政区	会場
10月 8日(土)	10:00	上繫岡・繫岡・波倉・宮団・下繫岡・松館・旭ヶ丘	サポートセンター空の家 (いわき市平上山口字小喜目作34-1)
	13:00	上井出・北田・大谷・乙次郎・下井出	
10月15日(土)	9:30	下小塙・榎木下・上小塙・女平	
	12:30	山田岡・大坂・前原・山田浜	

仮設住宅単位

開催日	時間	対象仮設住宅	会場
10月 4日(火)	10:00	白水・銭田・林城・相子島 ※	内郷コミュニティセンター
	13:30	上荒川	上荒川仮設住宅第2集会所
10月 6日(木)	10:00	第5・第6・第8・飯野 ※	サポートセンター空の家
	13:30	作町・四倉 ※	新舞子ハイツ
10月11日(火)	10:00	第9	第9仮設住宅第2集会所
	13:00	第10	第10仮設住宅第1集会所

※送迎車を用意しますので、詳細は後日、チラシでお知らせします。

県内・首都圏

開催日	時間	会場
10月 2日(日)	14:30	サポートセンターならば(会津美里町)
10月16日(日)	13:00	TKP上野ビジネスセンター (東京都台東区上野2-18-7 カンファレンスルーム2B) ☎03-4577-9240

◎お問い合わせ先 政策広報室広報情報係 ☎0240-23-6150

仮設・借上げ住宅の供与期間が延長されました

平成30年3月まで

報道等でご存じかと思いますが、福島県は東日本大震災に係る仮設・借上げ住宅の供与期間を平成30年3月末まで1年間延長することを決定しました。

延長の理由

災害公営住宅等の整備、自宅の建築・修繕等の住宅確保の状況を踏まえ、さらなる延長が必要と判断されたため

延長後の方針 (平成30年4月以降)

檜葉町の仮設住宅供与期間は平成30年3月末をもって終了します。ただし福島県では、自宅建築・修繕等、住宅確保の状況を踏まえ、個別に延長することを検討します。(特定延長)

ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。
また、今後の生活再建等のご相談もお気軽にお寄せください。

◎お問い合わせ先 檜葉町生活支援課 ☎0246-25-5561

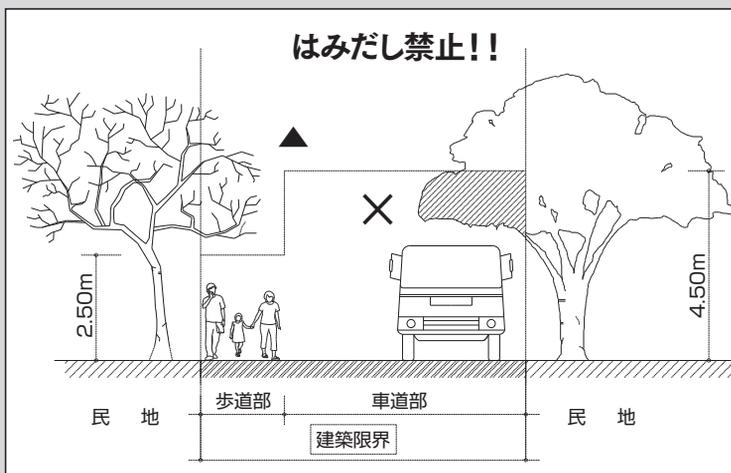


あなたの山や庭、 立木が道路を覆っていませんか？

道路沿いの立木や植栽によって町道の見通しが悪くなっています。また、そのような木々が強風等により倒れ、道路を塞ぐことも起きています。重大な交通事故が発生したケースもあり、そうなるからでは取り返しがつきません。

民地の立木や植栽についてはその所有者が責任を持って管理することになっています。道路にはみ出ている枝葉や立ち枯れしている木々など、通行上支障になるものを伐採などにより処理していただきますよう、ご協力をお願いします。

もう一度、ご自分の山や庭などから道路にはみ出していないか、立ち枯れ等により危険な状態の立木がないか、安全確認をお願いします。



【建築限界】

車道部 建築限界を侵しているの
で除去してください。……×印

歩道部 建築限界を侵してはいな
いが、上空占用となります。…▲印

【事故責任】

枝の落下、枝への衝突等で事故が
発生した場合は、立木の管理者
(所有者)として民法第717条の
規定により、損害賠償の責任が生
じる可能性があります。

◎お問い合わせ先 建設課 ☎0240-23-6106

コスモスフォトコンテスト参加募集!!

NARAHА COSMOS PHOTO CONTEST

檜葉町北田地区地域活性化実行委員会では、北田字縄手下地内の約1.4haの休耕田にコスモスを植えました。このコスモスを題材にしたフォトコンテストを実施しますので、ふるってご応募ください。入選者には、記念品の贈呈もあります。コンテストについて詳しいことは同封のチラシをご覧ください。

🍁 応募期間 / 平成28年10月20日(木)まで

🍁 作品応募要件 / 北田地域のコスモスに関する写真(カラープリント四つ切り ※ワイドA4も可) 応募写真は35cm×35cmの台紙に貼り、台紙の裏に、題、氏名、住所、電話番号をご記入ください。

🍁 応募期間 / 【持参】(一社)ならはみらい(檜葉町公民館内)

【郵便】〒971-8111 いわき市小名浜大原字甲新地23 実行委員長 山内茂樹 宛

◎お問い合わせ先 檜葉町北田地区地域活性化実行委員会 山内 ☎090-7931-6170



こんにちは Vol.5

管理職からの各課紹介



松本智幸住民福祉課長
Matsumoto Tomoyuki

住民福祉課

- 戸籍住民係 ●社会福祉係 ●保健衛生係 ●国保年金係 ●介護保険係

こんにちは、住民福祉課長の松本です。

私たち住民福祉課では、お子さんがお腹にいるときの母子健診、生まれた時の出生届、乳幼児健診、各種予防接種、健康維持のための各種保健事業、介護予防事業、死亡届など、まさに「ゆりかごから墓場まで」の仕事をしています。

また、高齢福祉、障がい福祉、国保や国民年金などの業務も担っており、震災による支援職員を含め、総勢23名の大所帯です。職員一人一人がそれぞれの担当分野から住民の皆様の「暮らしやすさ」をお手伝いしたいと願っています。

また、町民の皆様が一番直結した役場職員であると自負し、課員一同、常に最高の窓口対応を心がけています。役場庁舎1階のど真ん中に構えておりますので、来庁の際、お困りのときは気軽にお声をかけてください。



医療機関 情報

県立ふたば復興診療所 (ふたばリカーレ)

- 受付時間 9:00~11:30 13:00~15:30
- ☎0240-23-6500

診療科目	月	火	水	木	金
内科	○	○	○	○	○
整形外科	○		午後のみ	○	

ときクリニック

- 診療時間 9:30~12:00 13:30~16:00
- 来院時送迎の受付 9:00~15:30
- ☎0240-25-1222

診療科目	火	水	木	金
内科	○	○	○	○
小児科				

蒲生歯科医院

- 受付時間 9:30~11:30 14:00~16:00
- 来院時送迎あり
- ☎0240-25-2061

診療科目	月	火	水	木	金
歯科	○	○	○	○	○

60周年記念要覧をお送りしています

この広報に同封している白い冊子は、
檜葉町町制施行60周年記念要覧「ONLY TOWN」です。
10年ぶりに発行した要覧には、かけがえのないふるさとの魅力がいっぱい！
ぜひ、ご覧ください。

- お問い合わせ先 政策広報室 ☎0240-23-6150



檜葉町役場各課等 直通電話番号一覧

- | | | |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| 総務課 ☎0240-23-6100 | 新産業創造室 ☎0240-23-6105 | 出納室 ☎0240-23-6131 |
| 税務課 ☎0240-23-6101 | 建設課 ☎0240-23-6106 | 議会事務局 ☎0240-23-6132 |
| 住民福祉課 ☎0240-23-6102 | 環境防災課 ☎0240-23-6108 | 教育総務課 ☎0240-26-0808 |
| 復興推進課 ☎0240-23-6103 | 放射線対策課 ☎0240-23-6109 | あおぞら子ども ☎0246-38-3082 |
| 政策広報室 ☎0240-23-6150 | 生活支援課 ☎0246-25-5561 | (代表電話) ☎0240-25-2111 |
| 産業振興課 ☎0240-23-6104 | 会津美里出張所 ☎0242-56-2155 | |